

飛島村防災訓練

甚大な被害をとまなう南海トラフ巨大地震の発生が危惧されるいま、災害に対処できる防災行動力を身につけておくことは、自分を、家族を、地域を守るために非常に大切なことです。

防災訓練に参加して、防災行動力を高めるとともに、災害に対する意識を向上させていきましょう。

●訓練日時

8月30日(日)午前8時～

●問合せ先

総務部総務課



飛島村職員採用候補者試験案内

飛島村職員採用候補者(保育士職)試験を次のとおり行います。

●保育士職

◎予定人数 若干名

●受験資格

①大学または短期大学を平成28年3月卒業見込みの方で、保育士の資格を平成28年3月31日まで取得見込みの方

②平成2年4月2日以降に生まれた方で、保育士の資格を有する方

③地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当する方は受験できません。

●試験日

・第一次試験

教養試験・適正検査・作文・専門試験 9月20日(日)

・第二次試験

面接・実技 10月

●申込書配布及び申込期間

8月3日(月)～26日(水)

(午前8時30分～午後5時15分)
※郵送の場合も8月26日(水)必着

※土曜・日曜を除く

●申込み・問合せ先

総務部総務課

私立幼稚園の就園奨励費補助金

幼稚園に通園する園児の保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の振興を図るために、本村に在住する幼児が在籍する私立幼稚園の設置者を通して、就園奨励費を支給します。

●対象

村内に住所を有する幼児が通園している満3歳児から5歳児までの園児の保護者

●申請期限

10月30日(金)までに私立幼稚園の設置者が申請

●補助率

平成27年度村民税所得割課税額等に応じて決定

※所得によっては補助対象外となる場合があります。

●問合せ先

中央公民館内教育課



「心のバリアフリー」をすすめてみましょう

「バリアフリー」とは、日常生活の障壁(バリア)となっておりものを取り除く、またはそれが無い状態を言います。本村においても、建物の段差解消やスロープの設置等、誰もが快適に移動できるようにバリアフリー空間の整備等を推進しています。

しかし、物理的な整備を進めていくだけでは、誰もが安心して毎日の生活を送るために十分ではありません。例えば、障がいのある方の駐車区画に、障がいのない方が駐車していたり、障がいを理由に施設利用等を断られるといったケースを見聞きしたことはありませんか。

障がいに対する偏見や思い違いが、障がいのある方にとって、心のバリアとなつています。障がいについて正しい理解が浸透し、障がいのある方もない方もお互いに支え合いながら誰もが気持ち良く生活できるよう、「心のバリアフリー」の推進にご理解とご協力をお願いいたします。

●問合せ先

すこやかセンター内保健福祉課



国民健康保険からの お知らせ

●新しい保険証を送付します

皆さんが、現在ご使用中の国民健康保険被保険者証の有効期限は、8月31日までとなっております。新しい保険証を各世帯へ「簡易書留郵便」にて8月下旬に郵送いたします。

古い保険証は、9月1日以降は使用できませんので、各家庭において廃棄してください。

●忘れていませんか？

会社の健康保険等に加入された場合は、必ず14日以内に国民健康保険の資格喪失の届出をしてください。

●問合せ先

民生部住民課



失業した方へ！ 国民健康保険税が安くなります

失業した方のうち、倒産や解雇（特定受給資格者）、雇い止めなどによる離職（特定理由離職者）をされた方は、申請により国民健康保険税が軽減されます。

●対象者

離職の翌日から翌年度末までの期間において、左記の理由により失業等給付を受ける方です。

①雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇）

②雇用保険の特定理由離職者（雇い止め）

●軽減額

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。前年の給与所得をその30/100とみなして計算します。

●軽減期間

離職の翌日から翌年度末までの期間です。雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象になります。が、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

●問合せ先

民生部住民課

国勢調査
2015

平成27年国勢調査を実施します

- 国勢調査は、平成27年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人及び世帯が対象です。
- 平成27年国勢調査は、少子高齢化社会における日本の未来を描く上で欠くことのできないデータを得るために実施いたします。調査結果は、さまざまな法令にその利用が定められているほか、社会福祉、雇用政策、生活環境の整備、防災対策など、私たちの暮らしのために役立てられます。
- 今回の調査では、先にインターネットでの回答を受け付け、インターネットで回答されなかった世帯には紙の調査票を配布して調査を行います。紙の調査票は、調査員に直接提出いただくか、郵送でも提出いただけます。
- 9月10日から、調査員がインターネット回答のための書類をお配りしますので、インターネットでの回答をお願いします。



国勢調査については、「国勢調査2015キャンペーンサイト」をご覧ください。

<http://kokusei2015.stat.go.jp/>

国勢調査 2015

検索

総務省・愛知県・飛鳥村

「臨時福祉給付金」のご案内

消費税の引上げに際し、所得の低い方々への負担の影響を鑑み、暫定的・臨時的な措置として、実施されます。

●給付対象者

平成27年1月1日(基準日)に本村に住民登録をされている方で平成27年度市町村民税(均等割)が課税されない方です。

ただし、ご自身を扶養している方が課税されている場合、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象となりません。

注意！

給付対象者を特定するために課税状況などの確認が必要となりますので、確定申告または住民税申告が済んでいない方(障害基礎年金、遺族基礎年金等の非課税年金受給者を除く)は、申告をしてください。

課税状況などの確認ができない場合は、給付の対象となりませんのでご注意ください。

●給付額

給付対象者1人につき6,000円

●申請手続きについて

申請は、基準日(平成27年1月1日)において住民登録がされている市町村となります。

○申請期間 9月1日(火)～10月30日(金)

○受付時間 午前8時30分～午後5時

該当の可能性のある方については、お知らせ及び申請書兼同意書を送付いたしますので必要事項を記載し、同封の返信用封筒にてご返信していただくかすこやかセンター内保健福祉課窓口へ提出してください。なお、申請していただいてから支給が決定するまで4週から5週間程度かかる見込みですが、受付開始当初は、大変混み合うことが予想されますので予定より遅れる場合があります。ご了承ください。

○給付期間 10月26日(月)～12月25日(金)

○給付方法 指定金融機関口座へ振り込みます。

●臨時福祉給付申請窓口・問合せ先

すこやかセンター内保健福祉課(午前8時30分～午後5時 土曜・日曜及び祝日を除く)

●制度に関する問合せ先

厚生労働省 給付金に関する専用ダイヤル

☎0570-037-192(午前9時～午後6時 土曜・日曜及び祝日を含む)

●臨時福祉給付金(簡素な給付措置)詐欺にご注意ください

臨時福祉給付金に関して

- ・市町村や厚生労働省などがATM(現金自動払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ・市町村や厚生労働省などが「臨時福祉給付金」の給付のために手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- ・現時点で市町村や厚生労働省などが住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

給付をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。



2015年8月1日

広報とひしま

とびしまン商品券

スタンプラリー

開催のお知らせ

飛鳥村商工会では、購買意欲を喚起し、村内でより多くの商品券が利用いただけるようスタンプラリーを開催します。奮ってご参加ください。

●開催期間

8月1日(土)～31日(月)

●対象店舗

とびしまン商品券の村内取扱店

●賞品

松 商品券1万円 3本
竹 商品券5千円 7本
梅 商品券1千円 35本

●応募方法

応募券に5店舗のスタンプを集めて応募してください。

とびしまン商品券でお買物をするとスタンプが1個もらえます。

5つの店舗をまわって、スタンプ5つを集めてください。

一人何通でも応募できます。

商品券取扱店または商工会に応募してください。

応募券は、村内の取扱店もしくは商工会でお受け取りください。

●抽選日

9月中旬(商工会にて厳選な抽選を行います。)

●当選発表

賞品の発送をもって発表にかえさせていただきます。

●問合せ先

飛鳥村商工会

都市・農村共生社会

創造全国リレー

シンポジウムin愛知

～農の現場からつくる地域の未来～

開催

若い世代の農村志向が高まりを見せる現在にあって、農村の価値を高め、可能性を磨き、将来にわたって持続可能な真に豊かな場所にするとともに、都市と農村が協力し合いながら共生していくための方策について議論します。

●日時

8月22日(土)

(正午開場、午後0時45分開会)

●場所

名古屋栄ビルディング
(名古屋市中区武平町5-1-12 F)

●内容

有識者による基調講演、パネルディスカッション

●問合せ先

一般財団法人地域活性化センター
企画・コンサルト業務課

☎03-5202-6133

Email kikaku@jcrd.jp

厚生労働省より

国民の皆さまへ

日本年金機構への不正アクセス事案では、皆さまの年金情報が流出し、ご迷惑、ご心配をおかけしております。申し訳ありません。

●「年金情報流出を口実にした犯罪にご注意ください！」

日本年金機構を名乗って口座番号を聞き出そうとする者や、「流出した個人情報削除してあげる」と持ちかけてくる者が現れています。

日本年金機構から、この件でお客様に電話やメールで連絡することは一切ありません。
日本年金機構が、この件でお客様にお金やキャッシュカードを要求すること、ATMの操作をお願いすることは、一切ありません。

○ご自分の情報についてご心配の方は、専用電話窓口またはお近くの年金事務所へご相談ください。

日本年金機構専用電話窓口
☎0120-818211

(通話料無料)

受付時間(平日及び休日)
午前8時30分～午後9時

市民講座

「相続について」

●日時

8月21日(金)

午前11時～正午

(受付 午前10時30分～)

●場所

人権ふれあいセンター
3階多目的室

(あま市西今宿平割二32番地)

●講師

名古屋法務局津島支局職員

●対象

どなたでも

●定員

60名(定員になり次第締切)

●受講料

無料

●問合せ先

名古屋法務局津島支局

☎261-2423

(平日 午前8時30分～

午後5時15分)